

市民の憲章検討結果報告書

平成23年2月

市民の憲章検討委員会

市民の憲章検討委員会 委員名簿

難 波 安 彦 (委員長 兵庫教育大学大学院 教授)

白 井 政 義 (副委員長 加東市区長会 会長)

大 西 世 津 子 (公募委員)

田 尻 一 平 (社団法人小野加東青年会議所 監事)

テラー 幸 恵 (公募委員)

春 名 裕 志 (公募委員)

安 田 さ ち 子 (加東市女性団体連絡協議会 会長)

※各団体等の役職は、委嘱時のものです。

1 はじめに

加東市の市民憲章については、「合併後公募等により制定する」と合併協定書に記されています。

本委員会は、平成23年3月に迎える市制5周年を機に、市民がさらなるふるさとへの愛着を持ち、明るく住みよいまちづくりを進めていくための心のよりどころとなる市民憲章を制定するにあたり、その案を協議検討するため、平成22年10月25日に設置されました。

委員会では、市民からの文案等を参考にしながら全4回にわたる会議を重ね、加東市民憲章（案）を取りまとめました。

2 協議等の経過

年月日	会議等の内容	会議等の結果
平成22年 8月2日	【事前準備】 市民憲章文案・キーワード募集開始	
8月31日	【事前準備】 市民憲章文案・キーワード募集終了	募集結果：4人13件
10月25日	第1回検討委員会 (1) 市民の憲章検討委員会について (2) 市民の憲章検討委員会の運営について (3) 市民憲章の概要について (4) 制定スケジュールについて (5) 市民憲章の素案について	・委嘱状の交付 ・委員長及び副委員長を選出 ・委員会の運営方法を決定 ・委員会開催回数を追加する制定スケジュールを決定 ・市民憲章素案を作成するにあたり、委員私案の作成を依頼
11月25日	第2回検討委員会 (1) 市民憲章の私案について (2) 市民憲章の素案の作成について	・委員私案の内容を検討し、素案のベースを決定 ・市民憲章の素案について協議
12月9日	第3回検討委員会 (1) 市民憲章素案の作成について (2) パブリックコメントについて	・市民憲章の素案を作成 ・素案解説文について協議 ・パブリックコメントの実施方法について協議
12月20日	パブリックコメント開始	
平成23年 1月19日	パブリックコメント終了	実施結果：5人12件

年月日	会議等の内容	会議等の結果
2月9日	第4回検討委員会 (1) パブリックコメントの結果について (2) 市民憲章(案)について (3) 市民憲章(案)の提案について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民憲章(素案)に対する国語学的見地からの意見聴取（兵庫教育大学大学院教授 田中雅和氏） ・ パブリックコメントでの意見に対する委員会の考えを協議 ・ 市民憲章(案)を作成 ・ 市長への提案方法について協議
2月22日	市民憲章(案)の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民憲章(案)を市長に提案

3 加東市民憲章（案）

【表題】

加東市民憲章

【前文】

わたしたちは、美しい自然・豊かな文化・あたたかな人々を誇る加東の市民として、この憲章を定めます。

【本文】

- 一、人と自然を愛し、安らぎのあるまちにしましょう。
- 一、学ぶ心を大切にし、文化あふれるまちにしましょう。
- 一、喜びをもって働き、健やかなまちにしましょう。
- 一、だれもが希望をもてる、明るいまちにしましょう。

4 加東市民憲章（案）の解説

ア 前文

わたしたちは、美しい自然・豊かな文化・あたたかな人々を誇る加東の市民として、この憲章を定めます。

「住みたいまち」「住み続けたいまち」加東市が誇りとする自然、文化、人々をキーワードとして掲げています。本憲章は、市民一人ひとりが、日々の営みの中で加東市の良さに気付き、それらを守り、助け合いながら、よりすばらしいまちの実現を目指すために定めるものです。

イ 本文

読む人が、まちのイメージを思い描きやすいように、また、行動を喚起しやすいように、やさしく、肯定的な和語を用いています。語尾の「しましょう」の表現には、加東のまちづくりの基本目標の一つである「協働」の精神が織り込まれています。

一、人と自然を愛し、安らぎのあるまちにしましょう。

家族および他者との思いやりのある交流を基盤とした地域づくり、また、美しい自然景観を生かしたまちづくりを表しています。「安らぎのある」という表現には、安心、安全、平安の意味が込められています。

一、学ぶ心を大切にし、文化あふれるまちにしましょう。

向学心の尊重から導かれる生涯教育を含めた教育活動の充実、誰もが学びやすい環境づくり、文化生活の向上を表しています。加東の良き伝統、優れた技を守りつつ、新しいものにも目を向けていきたいという気風が、より豊かな文化につながることを示しています。

一、喜びをもって働き、健やかなまちにしましょう。

労働意欲の促進、雇用・労働環境の整備、まちの健全な経済発展が、個人と社会に多くの点で利益をもたらすことを表しています。さらに、「働き」のことばには、収入を伴う労働だけではなく、さまざまなボランティア活動、地域や家庭での役割も含まれています。市民が自分にできることを喜んで実行すれば、まち全体が活性化されることを示唆しています。

一、だれもが希望をもてる、明るいまちにしましょう。

人権の尊重を表しています。年齢、性別、国籍、職業、立場、障害の有無などにかかわらず、市民として互いを受け入れ、認め合い、ささえあい、学びあい、誰にとっても住みやすいまち、誰もが将来の歩みに希望を見出して暮らせるまちを共につくっていかうという気概を表明するものです。

5 むすび

市民憲章は、市民の主体的なまちづくり活動を創出させるための行動指針となるものであることから、市民への啓発、浸透が非常に重要であると考えます。そのため、各種行事で唱和するなど、あらゆる機会において積極的な啓発に努めていただきますよう、切に願います。